

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 告 示

### 静岡市告示第95号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 2月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

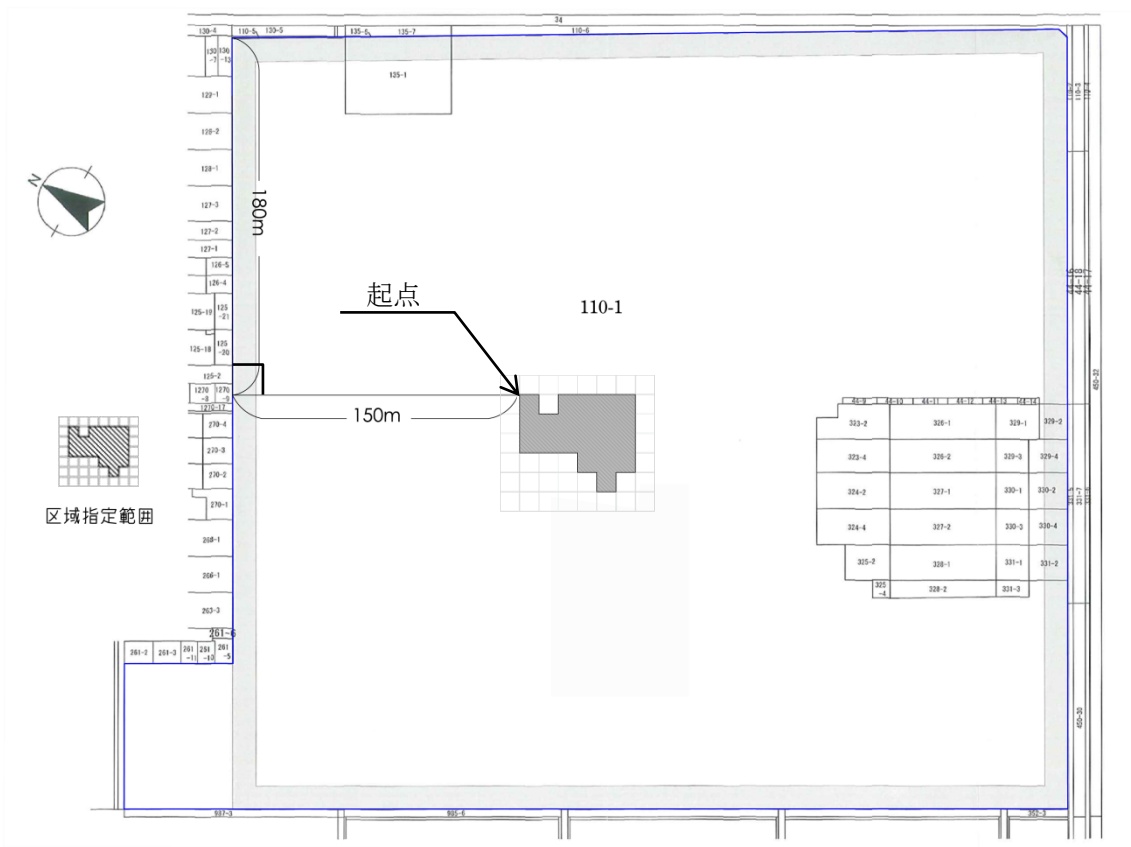
1 形質変更時要届出区域

静岡市駿河区小鹿三丁目110番1の一部（別に図示する区域）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン

(別図)



静岡市駿河区小鹿三丁目110番1の最北端の筆境界より土地境界線に沿って西方に180mの地点から土地境界線に垂直南方に150mの地点を起点とする次に示す形状の土地とする。

